



# 栃木県公報

令和3(2021)年  
5月11日(火)  
第202号

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定..... 461
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービスの事業の廃止..... 462
- 児童相談所に置く児童福祉司の数..... 463
- 児童相談所に置く指導教育担当児童福祉司の数..... 463
- 児童相談所に置く児童心理司の数..... 463

### 公 告

- 令和3(2021)年度調理師試験の実施..... 463
- 令和3(2021)年度製菓衛生師試験の実施..... 465
- 令和3(2021)年度家畜商講習会の開催..... 467

### 収用委員会

- 裁決手続開始決定の公告..... 468

## 告 示

### 栃木県告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年5月11日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		指定の年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
0910200864	訪問介護ホームヘルプ春日和	足利市堀込町2462-1	株式会社ワールドステイ	足利市堀込町2462-1	令和3(2021)年4月1日	居宅介護
0910200872	社会就労センターきたざと	足利市利保町49-4	社会福祉法人足利むつみ会	足利市利保町49-4	令和3(2021)年4月1日	就労移行支援
0910400522	ヘルパーステーションありがとう	佐野市奈良渕町325-3	株式会社ダブルフォー	佐野市奈良渕町325-3	令和3(2021)年4月1日	居宅介護 重度訪問介護
0910500305	CCVトランジションセンター	鹿沼市鳥居跡町1420-11	特定非営利活動法人CCV	鹿沼市鳥居跡町1420-11	令和3(2021)年4月1日	自立訓練 (生活訓練)
0911100196	ケアステーションゆあい	矢板市東町1253-6	株式会社愉愛	矢板市東町1253-6	令和3(2021)年	居宅介護 重度訪問介

					4月1日	護
0922300074	こころホーム	壬生町緑町 1-14-11	株式会社こころ	壬生町壬生甲 579	令和3 (2021)年 4月1日	共同生活援助
0921300117	ゆめてらす	那須塩原市並 木町116-404	合同会社ドリー ムライジング	那須塩原市高 林377-6	令和3 (2021)年 4月1日	共同生活援助
0910900232	S B テラス真岡	真岡市久下田 829	株式会社サシノ バルテ	茨城県桜川市 真壁町飯塚 1006-2	令和3 (2021)年 4月1日	短期入所
0920900024	S B テラス真岡	真岡市久下田 829	株式会社サシノ バルテ	茨城県桜川市 真壁町飯塚 1006-2	令和3 (2021)年 4月1日	共同生活援助

## 栃木県告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年5月11日

栃木県知事 福田 富一

事業所番号	事業所		事業者		廃止の 年月日	サービスの 種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地		
0910200468	ほほえみ介護	足利市大前町 1398-6	株式会社ほほえ み介護	足利市大前町 1398-6	令和3 (2021)年 3月31日	重度訪問介 護
0911300408	訪問介護事業所 ライブ	大田原市本町 1-2701-11 サイトバルコ ニー601号室	Soleil株式会社	東京都中央区 3-2-14 日 本橋KNビル 4階	令和3 (2021)年 3月31日	居宅介護 重度訪問介 護
0911300036	ワークス共育	那須塩原市上 大貫2082-2	社会福祉法人あ いのかわ福祉会	大田原市小滝 上ノ山17-18	令和3 (2021)年 3月31日	就労移行支 援
0911400141	三協セルフサ ポート	さくら市氏家 896-1	特定非営利活動 法人三協セルフ サポート	さくら市氏家 1150-3	令和3 (2021)年 3月31日	就労継続支 援A型
0922300066	こころホーム	壬生町緑町 1-14-11	栃木ソーシャル サービス株式会 社	壬生町壬生甲 579	令和3 (2021)年 3月31日	共同生活援 助
0911300267	生活支援セン ター ぶらねっ と	那須塩原市上 中野53-18	社会福祉法人太 陽の里福祉会	那須塩原市上 中野53	令和3 (2021)年 3月31日	就労移行支 援
0911300366	生活支援セン ター 通園事業	那須塩原市上 中野53-18	社会福祉法人太 陽の里福祉会	那須塩原市上 中野53	令和3 (2021)年 3月31日	生活介護

(障害福祉課)

**栃木県告示第271号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第2項の規定により令和3（2021）年度における児童福祉司の数を次のとおり定めたので、告示する。

令和3（2021）年5月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 栃木県中央児童相談所 22
- 2 栃木県南児童相談所 18
- 3 栃木県北児童相談所 10

**栃木県告示第272号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第7項の規定により令和3（2021）年度における指導教育担当児童福祉司の数を次のとおり定めたので、告示する。

令和3（2021）年5月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 栃木県中央児童相談所 4
- 2 栃木県南児童相談所 3
- 3 栃木県北児童相談所 2

**栃木県告示第273号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の3第7項の規定により令和3（2021）年度における児童心理司の数を次のとおり定めたので、告示する。

令和3（2021）年5月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 栃木県中央児童相談所 8
- 2 栃木県南児童相談所 6
- 3 栃木県北児童相談所 4

(こども政策課)

**公 告**

## ○令和3（2021）年度調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則（昭和34年栃木県規則第35号）第2条の規定により公告する。

令和3（2021）年5月11日

栃木県知事 福田 富一

- 1 試験の日時  
令和3（2021）年8月4日（水）午前9時30分から正午まで
- 2 試験の場所  
宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校  
(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)
- 3 試験科目  
(1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論  
(6) 食文化概論
- 4 受験資格  
次に掲げる学歴及び職歴を有する者

## (1) 学歴（次のいずれかに該当する者）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校及び外国の学校を卒業した者は、都道府県知事の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

## (2) 職歴

次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業（令和3（2021）年6月1日以降は、そうざい製造業又は複合型そうざい製造業）許可を受けた営業の施設

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したこととは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

(イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合

(ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

## 5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、履歴書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課において、令和3（2021）年5月11日（火）から配布するものを使用すること。

## (1) 履歴書

学歴欄には、最終学歴と卒業（又は修了）年月日を、職歴欄には、2年以上調理業務に従事したことを詳細に記入すること。

## (2) 学歴を証明する書類

卒業した中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

## (3) 調理業務従事証明書

ア 履歴書記載の調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、調理師会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。個人が証明する場合は、市町村に登録している印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

## (4) 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

## (5) その他

栃木県が実施した令和2(2020)年度調理師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(2)学歴を証明する書類」、「(3)調理業務従事証明書」の提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄(抄)本を提示すること。

#### 6 出願期限及び提出先

##### (1) 受付期間

令和3(2021)年6月16日(水)から同月18日(金)まで(提出先必着)  
午前8時30分から午後5時15分まで  
原則として、郵送では受け付けない。

##### (2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所)  
イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

#### 7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

#### 8 試験結果の発表

令和3(2021)年9月8日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

#### 9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること)。

#### 10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果(科目別得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参の上、これを提示すること。

### ○令和3(2021)年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則(昭和42年栃木県規則第50号)第3条第2項の規定により公告する。

令和3(2021)年5月11日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 試験の日時

令和3(2021)年8月4日(水)午前9時30分から正午まで

#### 2 試験の場所

宇都宮市陸町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校  
(会場への自家用車の乗り入れは禁止する。)

#### 3 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学  
(6) 製菓理論及び実技(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。)

#### 4 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 製菓衛生師法施行規則（昭和41年厚生省令第45号）附則第2項各号に規定する者

(3) 製菓衛生師法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

なお、菓子製造業に従事した期間とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項（令和3（2021）年6月1日以降は、第55条第1項）の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したこととは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

## 5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部生活衛生課において、令和3（2021）年5月11日（火）から配布するものを使用すること。

(1) 4 受験資格(1)及び(2)による者

ア 卒業した中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、短期大学、大学のいずれかの卒業証書の写し（本証を持参し、各健康福祉センター所長、宇都宮市保健所所長又は栃木県保健福祉部生活衛生課長が照合の上、確認する。）若しくは卒業証明書又は中等教育学校の前期課程を修了したことを証する書類

なお、婚姻その他の理由により、現在の氏名と学歴を証明する書類の氏名とが異なる場合は、戸籍謄（抄）本を提示すること。

イ 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

ウ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

エ 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦7cm、横5cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入する。

(2) 4 受験資格(3)による者

ア 昭和41年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（本証を持参すること。該当者のみ。）

ウ 写真及び受験票

(1)のエに同じ

(3) (1)のイ及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

(4) その他

栃木県が実施した令和2（2020）年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、学歴を証明する書類、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名の異なる場合は、戸籍謄（抄）本を

提示すること。

## 6 出願期限及び提出先

### (1) 受付期間

令和3(2021)年6月16日(水)から同月18日(金)まで(提出先必着)  
午前8時30分から午後5時15分まで  
原則として、郵送では受け付けない。

### (2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター(宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所)  
イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部生活衛生課

## 7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

## 8 試験結果の発表

令和3(2021)年9月8日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。  
また、合格者には、合格証書を郵送する。  
なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

## 9 受験手数料

9,400円  
栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること。)

## 10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果(科目別得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。  
開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参の上、これを提示すること。

(生活衛生課)

### ○令和3(2021)年度家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和24年法律第208号)第4条の2第1項の規定により、令和3(2021)年度家畜商講習会を開催するので、家畜商法施行令(昭和28年政令第252号)第1条の2第1項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年5月11日

栃木県知事 福田 富一

## 1 開催の日時及び場所

### (1) 日時

令和3(2021)年7月29日(木)及び同月30日(金)の2日間  
午前8時30分から午後5時30分まで

### (2) 場所

宇都宮市戸祭元町1-25 栃木県庁北別館会議室201

## 2 講習科目及び講習時間

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 家畜の取引に関する法令    | 4時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴      | 4時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 6時間 |

## 3 受講申込方法

### (1) 提出書類

ア 令和3(2021)年度家畜商講習会受講申請書  
イ 履歴書(写真を貼付すること。)  
ウ 家畜商法施行規則(昭和37年農林省令第4号)第4条の規定に該当する者(獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の規定による獣医師の免許を受けている者又は家畜改良増殖法(昭和25年法律第209

号) 第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者)で、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定による特例措置を受けようとする者は、ア、イのほかに次の書類を添付すること。

(ア) 講習時間の特例措置適用申請書

(イ) 獣医師免許証の写し又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 受講手数料

3,210円

(申請書に栃木県収入証紙3,210円分を貼付し、消印はしないこと。)

(3) 申請書の提出場所及び期限

ア 提出場所 住所地を管轄する農業振興事務所又は栃木県農政部畜産振興課

イ 提出期限 令和3(2021)年6月30日(水)

(郵送の場合は、令和3(2021)年6月30日の消印があるものまで有効とする。)

(畜産振興課)

### 収用委員会

#### ○裁決手続開始決定の公告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり、収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので公告する。

令和3(2021)年5月11日

栃木県収用委員会会長 増子孝徳

1 起業者の名称

栃木県

2 事業の種類

矢板都市計画道路事業3・4・8号片岡西通り及び県道矢板那須線改築工事(栃木県矢板市片岡字大谷津地内から同市片岡字松明地内まで)

3 裁決手続開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た 土 地									
所 在	地 番	公簿地目	現況地目	公簿面積(m <sup>2</sup> )	実測面積(m <sup>2</sup> )	収用しようとする面積(m <sup>2</sup> )	使用しようとする面積(m <sup>2</sup> )	使用方法及び期間	
								方 法	期 間
栃木県 矢板市 片岡字 松明	2094 番2	宅地	宅地	820.09	939.98	217.02	37.01	箱形函渠工事に伴う鋼矢板土留工のスペースが必要となるため使用する	明渡裁決における明渡期限の翌日から起算して32か月ただし、明渡期限までに明渡しが行われない場合は、明渡しのあった日の翌日から起算して32か月

4 土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
氏名	住所	氏名	住所	権利の種類
鈴木 信男	栃木県矢板市片岡2094番地2	東京電力パワー グリッド株式会 社栃木北支社	栃木県大田原市 山の手1丁目9 番14号	賃借権

5 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和3(2021)年4月27日

---